

支部ニュース

団東京

2010年8月 No. 441

発行 自由法曹団東京支部 〒112-0002 文京区小石川2-3-28-201

郵便振替00130-6-87399 03-3814-3971 Fax03-3814-2623

メールアドレス dantokyo@dream.com

特集号 歴史のリレーランナー

憲法9条・25条の精神を受け継ぐもの

- 私が米軍や自衛隊の裁判にハマりこんだ事情……………内藤 功
- 内藤先生のお手紙を拝読させていただきました……………黒澤 いつき
- 朝日訴訟に取り組んだ頃……………新井 章
- 新井先生の原稿を読んで……………田所良平

- ……………
- 上田誠吉弁護士と自由法曹団……………泉澤 章
 - 7・16 上野街頭宣伝……………今泉義竜
 - 2010サマーセミナーへの最後のご案内
 - 新人・若手学習会に参加して……………山添健之
 - 新人紹介……………生駒真菜
 - 事務所紹介（北千住法律事務所）……………水田敦士
 - 幹事会議事録
 - 日誌



私が米軍や自衛隊の裁判に ハマりこんだ事情

東京本郷法律事務所 内藤 功

■私の場合は、戦争体験が行動の原動力となっている。1944年12月、東京湾品川台場の海軍経理学校で生徒採用試験を受けた。前日に校舎の位置確認に行った（今の東京海洋大学のところ）。正面玄関の菊花の紋章に敬礼して帰ろうとしたら、「おまえ覚悟してきたのかい？」という声がした。誰だろうと見ると、衛門番兵の水兵さんだ。剣付き鉄砲を右手に支え不動の姿勢を崩さず「覚悟してきたのかい。それとも懂れてきたのかい」という。抑えた低い声だ。「覚悟してきました」と言うと、私の頭のとっぺんから足の先までジッと眺めていたが、それ以上何も言わなかった。

1945年4月、奈良県の海軍経理学校橿原分校に入校した。入校の4日後には戦艦「大和」が沈められた。6月23日、沖縄の組織的戦闘は終結した。7月に入ると、本土決戦に備え陸戦訓練が多くなった。棒地雷を持って戦車に飛び込む自爆攻撃だ。銃剣術の訓練では、南方の陸戦隊帰りの兵曹長が「内地ではこんなワラ人形でやってるが、戦地では、捕虜を突いている。心臓を一撃で刺す。エグルように抜く」と話した。

6月頃、「軍制」の講義で、O教官は「貴様たちの中で将来戦争がなくなると言う者は手を挙げよ」と言った。誰も手を挙げない。するとO教官は「昔ドイツにカントという人がいて、戦争も軍隊もなくなる世界がくるといってるんだよ」と話した。この戦況下でなぜそんな話をするか理解できなかったが、妙に心の底に残った。そういう清勢の中で1945年8月15日、ポツダム宣言受諾の昭和天皇の放送を聞いた。

海軍は解散、10月に海軍経理学校は閉校、生徒は「差免」。軍備なき日本をめざし、勉強のやりなおしとなった。片っ端から戦争の歴史を読んだ。310万の尊い生命を奪った戦争。絶対に繰り返してはならないという考えは、次第に不動のものとなった。

■1950年朝鮮戦争の頃から、再軍備の動きが顕著になった。もし海軍に戻れと言ってきたら、憲法9条を理由にことわろうと構えていたが、結局来なかった。次第に、憲法を学ぶうちに、憲法を使って再軍備を阻止できないか、訴訟はできないかと考え始めた。

1957年の砂川刑事特別法事件では弁護団は未だ精緻な憲法理論構成はできていなかったが、元気だけはよく、法廷で常に憲法前文、9条を引用して、米軍基地拡張は核戦争のためだ、被告の行動は平和憲法に基づく正当な行為だと強調した。59年3月30日の東京地裁刑事13部の米軍駐留違憲判決は、伊達秋雄裁判長ら裁判官の識見に負うところが多い。この判決から学んだところは多い。それは次の恵庭裁判に活用され結実した。

伊達判決の真髄は、駐留米軍は米戦略の必要上日本国外に作戦でき、日本は戦争に巻き込まれる、憲法前文の、政府の行為により戦争の惨禍が起こることのないようにとの精神に反する。このような米軍の駐留は、日本政府が施設区域を提供し、予算を支出して初めて可能なのだから「日本の戦力の保持」に該当する、という論旨で、今日に通用する。

現実の米軍の実態は、台湾海峡や朝鮮半島への核積載艦艇、航空機の出撃ひとつをみても、

この論を裏付けるものである。砂川事件の経験から、米軍自衛隊の実態の研究調査と資料収集、証拠づくり、専門家の尋問がこの種裁判に不可欠だということを学んだ。

■ 1962年、恵庭事件が起きた。北海道島松演習場隣接地で牧場を営む野崎さん兄弟が大砲の実弾射撃に抗議して通信線を切断し自衛隊法の防衛用器物損壊に問われた事件である。無罪をかちとるためには罰条たる隊法121条の違憲無効を主張せざるをえない。それには自衛隊の実態審理を通じて違憲を立証せざるをえない。証拠に苦慮していたところ、弁



護団冒頭陳述・立証計画開示の直前に、（1962年12月12日、島松演習場で、実弾演習に抗議し、自衛隊に自衛隊の秘密作戦計画「三矢研究」が国

立ち向かう野崎兄弟）

会で暴露された。その資料や議事録を弁護側の証拠として提出するとともに、自衛隊の責任者たる田中義男陸将の喚問を迫り、2日間の論戦の結果、証人決定をかちとった。

自衛隊実態の尋問に備えて自衛隊の作戦計画、組織、編成、装備、訓練、対米関係等を研究したが、その成果を、352枚のハガキ大のカードに記載して、常時手元に置いて尋問や陳述のときふんだんに引用した。論戦用の「弾薬（資料）」は、じつに豊富だった。



札幌地裁第10回会室での無罪判決報告集会 左中央(白い服)野崎健美さん、1967.3.29

弁護士として国の最高法規を根拠に、憲法に反逆する相手を糾弾することは、太陽を背にし風上に位置する有利な態勢だ。これほど痛快なことではない。恵庭、百里、長沼の弁護団の雰囲気は、士気旺盛で底抜けに明るかった。

（1967年3月29日、札幌地裁構内で、無罪判決の報告をする筆者、左中央（白い服）野崎健美さん）

■ 恵庭事件を担当することになったとき、或る先輩は「今の裁判所で自衛隊違憲判決が出るだろうと甘く考えてはいけない。しかし、ひるむことはない。生活を守るため軍隊を恐れず立ち向かった野崎兄弟の面魂（つらだましい）を法廷の内外で明らかにする。軍国主義復活阻止の上で、弁護団の任務じゃないか」と言われた。「ヨシこれなら俺にもやれるぞ」と確信ができた。恵庭長沼10年間の闘いを支えたのはこの一言であった。

渡辺良夫団員（故人）は「僕は百里や恵庭へ行くのは手弁当だが、ちっとも辛くない。百里に行けば農民の人たちに教わる。恵庭の野崎さんからも学べるんだ」と語っていた。

04年から08年にかけて11箇所の地裁で闘ったイラク派兵差止め裁判では、こうした砂川・恵庭・百里・長沼の教訓が弁護団会議で常に語られたので、力になったと思う。

いま、日米同盟の深化の名の下に、米軍基地の沖縄県内および本土への拡大、演習訓練の被害増大など、平和的生存権を侵す動きが急だ。これと闘う上で、法律実務家の出番が多

くなる。とりわけ若手弁護士の方々の新鮮な発想に基づく活動を期待してやまない。

参考資料として、私が、2009年9月、砂川・百里・恵庭・長沼の経験を2時間半語った話を収めた「内藤功・自衛隊違憲訴訟の歴史と平和的生存権」(「不戦」2010年春季号・153号。不戦兵士・市民の会発行)がある。

(10・7・12記)



(1964年5月12日、島松演習場での現場検証に臨む。

右端から野崎健之助さん、佐伯静治弁護士、一人おいて筆者)

内藤先生のお手紙を拝読 させていただきました

都民中央法律事務所

黒澤 いつき

海軍経理学校に入学した先生の「覚悟」は、私の想像もおよばないことです。本土にいて、まだ生徒とはいえ陸戦訓練を受けておられた。自爆作戦は、つまり敵のみならず自分の死も当然の前提とするものです。「捕虜をわら人形代わりに銃剣術の練習台にして刺している」と兵曹長が語れば、わら人形と同じ価値として命が扱われる戦場というものを意識せざるを得ません。先生の学校生活は、常に「死」を考えずにはいられない日常だったのではないのでしょうか。これはある意味、というかまさに「死と隣り合わせ」です。

その「死」を誰のため、何のため、と考え出したら、おそらく戦えない。考えずに、ただ「天皇(=日本)のため」、と思える人間を作ろうと、日帝が徹底的な臣民教育を施した「戦術」は、ある意味正しく、悲しいことに成功してしまいました。

戦後、内藤先生をはじめとした大先輩方が、憲法を用いて華々しく砂川・恵庭・百里・長沼裁判闘争を繰り広げたというくだりは、当時の先生方のみなぎる高揚感が、実によく伝わってきます。いや、よく伝わってくるどころか、「すごみ」に鳥肌が立つのです。それは、それまで誰も考えたことがなかったような主権在民、数々の基本的人権の尊重そして戦争放棄をうたった憲法を手にした先生方が、「2度とこの国にむごたらしい戦争の歴史を繰り返させない」と全身全霊をかけた闘志です。

平和憲法が危機に立たされ、日米安保体制も解消されないどころか強固になっている今、私達若手団員(弁護士)は先生方の闘志を引継ぎ、さらなる広がりや深さを持った闘いを展開しなければならないと思います。しかし、言葉で言うのは簡単ですが、そう容易なことではありません。私達20代~30代の世代を見渡せば、憲法9条が理想論だとか非現実的だとか、平和を諦めたかのような空気が漂っています。安保闘争華やかかなりし頃の熱狂が何故こうも伝わっていかないのか、私は不思議で、歯がゆくてなりません。おそらくその原因は、内藤先生が最初にお書きになっていること—すなわち、「戦争体験」の有無

—なのではないか、と思うのです。家族を殺され、敵を殺し、家を焼かれ、手足を失った、いやがおうにも残る戦争の皮膚感覚は、どんな理屈にも永遠に勝ります。ところが、その経験・感覚が無い世代は、マスメディアが伝える「北朝鮮の脅威」「中国の軍事大国化」等々で頭でっかちになり不安をあおられるばかりです。この差をどう埋めるのか、そもそも埋められるのか、を考へないことには、平和のための闘争は継承できないし、勝てないと思うのです。内藤先生をはじめ、平和のための裁判闘争の歴史を作ってこられた先生方から、学ばなければならないことは山のようにあります。幸運なことに私達後輩は、団という輪で先生方とつながっています。9月には内藤先生の安保講座も開催されるとのことですが、未永くご指導くださいますよう、よろしくお願いいたします。

朝日訴訟に取り組んだ頃

東京中央法律事務所

新井 章

1 私が弁護士になったのは1956年（昭和31年）のことだから、今から50年以上も前のことになる。弁護士の途を選んだのは多分に偶然的な事情によるので、偉そうなことは言えた義理ではないが、弁護士になると決めたからには、働く人たちの事件、社会的弱者といわれる人々のための裁判事件を手がけたいと、当然のように思っていた。

それに、私の場合は、敗戦を14歳の多感な少年時代に迎えたので、敗戦によってそれまでの“暗い谷間”から解放され、戦後のわが国が平和で文化的な国家として再出発する有様を日々実感することができ、そのような祖国の回生のまさに象徴として、「新憲法」の誕生をリアルタイムで、感激をもって受け留めたという体験をもっていた。



08.3.24 地裁結審報告集会（筆者）

2 だからして、1956年に弁護士になって2年目の春に、法律事務所のボスの紹介で日本患者同盟所属の朝日茂さんたちから、生活保護基準引き上げの行政訴訟の依頼に接したときには、一も二もなく弁護を引き受けることとなった次第である。貧しい結核患者の人達を死の淵から救い出し、少しでも「人間らしい生活」に近づける、そのことの（社会）保障責任を国（政府）に問い正すことができればよい、負けてもともと勝ったら大変な成果だというくらいの、すこぶる単純な正義感と楽天的な見通しの下に、私たち数名の弁護団は取り組みを始めたのである。

事件を引き受けたときのボスの話を後に聞いたが、人のいいわがボスは患者同盟の依頼人に裁判は1年位、その間に公判が10回程となろう、弁護士料は1万円でもいい、分割払いも可と告げた由である。

3 もともと朝日さんの依頼は、当時の生活保護費600円（月額、以下同じ）では、重症の結核患者が療養所の給食を満足に摂取して、病気を治していくのに必要な「補食費」を賄うには足りない、せめて400円の上積み認めて、計1,000円を「日用品費」とし

て実兄の仕送り金 1500 円の中から使わせてほしい、というささやかなものであった。

しかし、弁護団としては、それでは問題が朝日さん個人の生活上の必要に限定され、提訴の社会的意義や影響が乏しいものとなる、問題を大きく拡げて社会問題化し、多くの人々の関心と支持を得るには、補食費を云々する前に、月 600 円の生活保護基準（日用品費）ではそもそも「健康で文化的な最低限度の生活」を維持するのに足りないという、根本的な主張を前面に掲げて闘う必要があると説得し、朝日さんらもこれを受け容れて、その構えで訴訟を進めることにしたのである。

4 だが、そうすると当然のことながら、訴訟の枠組みが本格化し、国の生活保護基準の低さそのものを真正面から取り上げて糾弾する、“生活保護基準底上げ”要求の裁判事件となるので、原告側としてはこのような大型の人権訴訟をやりぬくために、主張の面でも立証の面でも多くの課題を背負い込むこととなった。

提訴段階では数名だった弁護団も、やむを得ない事情で実働部隊は私と 1 年後輩の渡辺良夫弁護士（研修所 9 期生）との 2 人だけとなり、患者同盟本部の役員や協力学者・国会議員等多くの人達の助けを借りながら、生活保護基準の低さを実証的・科学的に立証していくために、患者生活の実態調査を全国各地にお願いしたり、労働科学研究所の主任研究員に「最低生活の研究」の成果を証言してもらったり、裁判所に要請して国立岡山療養所の現地検証や原告本人尋問を実施してもらうなどの努力を重ねた。

5 その甲斐もあって、3 年後には幸いにも第一審で勝訴判決（浅沼判決）を得ることができたのだが、それには事件を担当する裁判官ら（東京地裁民事 2 部 浅沼武裁判長）に恵まれたことが何ととっても大きかったと思う。当事者の訴えや証人の証言に素直に耳を傾けることができるか、また、事案のもつ社会的意味を客観的にとらえ、紛争にどのような解決を与えるのが司法の任務として相応しいかを的確に判断できるかが問題で、そのような資質・能力をもった裁判官に恵まれるか否かで裁判の帰趨は全く異なってくることを、今あらためて痛感する。

6 しかし、一審で勝訴すると、そのあとが大変だった。一審では原告側はいわば攻める側で、厚生大臣の行政処分の違法を攻め立てていけばよいのだが、控訴審ではむしろ守る側で、原審での勝訴判決を守り通すことが任務となる。

そこで控訴審段階からは、患者同盟や全生連等だけではなく、労働組合のナショナルセンターである総評を介して、全国の主要な労働組合や民主団体に裁判支援を要請することになり、弁護団も手分けして、各地・各団体の集会等に裁判報告や支援要請で訪ね歩く仕儀となったわけだが、それらを束ねた朝日訴訟中央対策委員会の結成総会（61 年 2 月 18 日）での報告で、私が、「この裁判で私たちは、『人間に値する生活』とはなにか、ひいては『人間とはいかなるものか』を問うています。もし砂川事件を『政治裁判』と呼ぶとすれば、朝日訴訟は『人間裁判』とでもいうのが相応しい」といったところから、以後この



8.3.24 地裁結審

訴訟の別名として「人間裁判」というネーミングが、人々の間に急速に広まっていったのである。

7 このことに関連して私が忘れることができないのは、その後この訴訟が上告審に係属することになり、我々の要求で最高裁大法廷の口頭弁論が開かれた際に、原告側筆頭代理人の毛利与一弁護士が立って、「この事件は別名で『人間裁判』と呼ばれているが、それは、この裁判では『人間の名に値する生活とは何か』『人間らしい生活を維持するのに何が、いくら必要か』の判断が求められているからである。従って、この裁判では、裁判官自身の『人間』についての見方、すなわち裁判官一人ひとりの『人間性』が問われていることを肝に銘じるべきだ」と主張されたことである。

そのときの毛利先生の凛とした弁舌、それを聞かされた私たち（裁判官らを含めて）の肅然たる気持ちは、50年後の今でも私の耳朶や胸裡に鮮やかに残っている。

8 ともあれ、こうして私や仲間の弁護士たちは朝日訴訟の10年を“熱い心”をもって取り組み続けたのだったが、その貧しい人達に対する連帯と支援の気持ちはその後も変わらず、生存権裁判（老齢加算等廃止取消訴訟）の今日まで維持されている。当時朝日訴訟に結集した弁護士たちに共通していた事件への“ひたむきさ”は、現在の若い弁護士たちにも受け継がれてほしいと願わずにはいられない。



（生存権裁判高裁前行進）

新井先生の原稿を読んで

三多摩法律事務所 田所 良平

「人間裁判・朝日訴訟」といえば教科書にも載っている誰もが知っている歴史的裁判だ。しかしながら、かの有名な最高裁判決にいたる経過、つまり、思想的にも優れ人間性に富んだ一審浅沼判決、その歴史的勝訴判決を勝ち取った若き2人の弁護士の訴訟活動、そして日本患者同盟の運動と安保闘争の高揚した時代背景については、特に我々若手弁護士はあまり知らなかったのではないだろうか。

しかし、誰もが知っているあの最高裁判決よりも、補食費400円を認めてほしいという朝日さんの素朴な訴えを歴史的な大衆訴訟にまで発展させた弁護団・運動体の活動こそ、大衆的裁判闘争をたたかっていくためのたくさんの教訓がつまっていると感じた。

新井先生は、一審の勝訴判決は浅沼武裁判長ら裁判官に恵まれたことが大きかったと仰っているけれども、やはり弁護団・運動体の知恵と努力があってこそだと思う。

当事者の要求の本質を見抜き、たたかう思想へと発展させることが、この種の裁判をた

たかううえで極めて重要だと感じている。この点、朝日訴訟を国民的な大衆訴訟へと発展させた原点は、「補食費 400 円を認めてほしい」という結核患者個人の問題を、「全ての国民に人間らしい生活を保障してほしい」という、全国民共通の問題へと昇華させたことにあることは間違いない。

また、我々と同じ政治社会の中におかれた裁判所において、生身の裁判官に勇気ある判決を書いてもらうには、当事者の切なる思いをストレートにぶつけるだけでなく、法廷外のたたかいにおいて社会的な運動を大きくし、裁判官の心を揺さぶらなければならない。朝日訴訟では、岡山療養所の中でやがて死にゆく重症患者の臨床尋問を実施し、粗末な食堂をみせるなど、裁判官に当事者の困窮を肌で感じさせる取り組みがなされた。また、法廷外においても、内閣を総辞職に追い込んだ安保闘争の高揚のなかで運動が広がり、裁判官をしてその裁判が主権者国民全体の関心事であると感じさせていたにちがいない。

このようなひたむきなとりくみの末に、『健康で文化的な生活水準』は・・・特定の国における特定の時点においては一応客観的に決定すべきものであり、またしうるものである」「最低限度の水準は、予算の有無によって決定されるものではなく、むしろこれを指導支配すべきものである」「健康で文化的な生活水準」は国民の何人にも全的に保障されなければならない」という本当にすばらしい判決が、まさに勝ち取られたのだと思う。

私は、新井先生や他の団員とともに、生活保護の老齢加算廃止の取り消しを求める生存権訴訟の弁護団に弁護士 1 年目から参加させてもらっている。社会保障費 2200 億円削減という純粋な予算的事情のもとに、70 歳以上の高齢者の健康で文化的な最低限度の生活が侵害されている。自分自身のこれまでの活動を振り返ってみるに、朝日訴訟のときの新井先生のようにとは到底いえないが、すでに亡くなられた原告の方の思いを引継ぎ、弁護団、運動体と力を合わせて最高裁でなんとしても勝利したい。

以上

上田誠吉弁護士と自由法曹団

東京合同法律事務所 泉澤 章

前号の東京支部ニュースでは、創設期の東京合同法律事務所について書きましたが、この創設メンバーの一人に、昨年 5 月、82 歳でお亡くなりになった上田誠吉弁護士がいます。上田さんは、新憲法下で弁護士登録（2 期）をした、いわば戦後第一世代の弁護士であるとともに、自由法曹団の戦後史と切っても切り離せない、まさに「ミスター団」とも呼ぶべき弁護士でした。

戦前の内務省官僚という超エリートの家庭に生まれた上田さんでしたが、戦後、民衆の弁護士として自由法曹団の活動に飛び込み、父上とは正反対の生き方を選びます。当時は、アメリカ占領軍の対日占領政策が民主化と逆行し、日本中に弾圧の嵐が巻き起こっていた時期でした。事務所の弁護士は、松川事件や三鷹事件をはじめ、たくさんの弾圧事件に駆り出されていたといえます。

上田さんも、1952 年に発生したメーデー事件（1972 年東京高裁で騒擾罪無罪確定）をはじめ、政令 325 号事件（1953 年最高裁大法廷で免訴判決）など、多くの弾

圧事件に忙殺されていました。そして、大弾圧の嵐が過ぎ去った後も、白鳥再審事件や八海事件などの著名刑事事件、千代田丸事件をはじめとする労働事件、石油カルテルを問題とした鶴岡灯油裁判や、サンケイ新聞意見広告事件、警察の違法活動を暴いた緒方宅盗聴事件等々、その時代時代を反映する多様な事件を担当し、多くの輝かしい成果をあげてきました。

1960年代からの上田さんの経歴で特筆すべきは、やはり自由法曹団の活動でした。1967年には幹事長となり、その後1974年から1984年までの10年間という長期間、団長に就任し、その時々、困難な局面で、自由法曹団の舵取りをしてきました。

さらに上田さんの活躍は、法廷闘争や活動の場だけではなくでした。その旺盛な執筆活動は、たくさんの論文や著作に残されています。1980年代まで増刷を繰り返した後藤昌次郎弁護士と共著の「誤まった裁判」(岩波新書・1960年刊)は、進歩的な法曹をめざす多くの学生に大きな影響を与えてきました(80年代後半に学生時代をおくった私も、熱烈な愛読者でした。)

上田さんの残してきた足跡は、とてもここでの短い文章であらわすことはできません。今年9月4日、自由法曹団主催の「上田誠吉さんをしのぶ会」が、神田学士会館で開催されます(午後1時～)。上田さんの生きてきた足跡を知るとともに、戦後の自由法曹団の歴史を知るとともに、今に生きる私たち自由法曹団員が何を託されているのかを、私たち自身も知ることに繋がるのではないかと思います。

上田さん知らない多くの若い世代にこそ、ぜひ参加していただければと思います。



【写真のキャプション】青年弁護士のころ、弁護団合宿での上田さん

7・16 上野街頭宣伝

東京法律事務所 今泉 義竜

恒例の街頭活動ですが、今回は上野駅前マルイシティ前で、強烈な西日を浴びながらも不屈に午後5時から2時間行いました。台東協同法律事務所のみなさんに多数ご参加いただきました。また、共産党台東地区委員会からも応援頂き、車、マイク、机、椅子をお借りしました。

合計9件の相談があり、一時は4人の相談スペース全部が埋まりました。交通事故、経営権紛争、未払い賃金、パワハラ、長時間労働、生活保護、離婚、外郭団体の事業仕分けに伴う減給、債務整理といったバラエティに富んだものでした。私が受けた相談は、交通事故の被害に合ったが、保険会社との交渉をしてくれると紹介されたあやしげな男に着手金として数百万円とられたというものでした。最初から弁護士に相談すればよかったのに...という事案です。弁護士の役割や相談窓口がまだまだ知られていないと感じました。

また、今回はティッシュに日弁連の給費制存続の署名用紙を入れ、中川団員がマイクで、「無給の研修など民間ではありえない」など、果敢に訴えました。
暑い中、台東協同法律事務所のみなさん始め参加された方々お疲れ様でした。

2010サマーセミナーへの最後のご案内

裁判員裁判どう取り組む、どう闘う

裁判員裁判が始まって1年になりますが、導入時に様々な意見がありました。実際の裁判に取り組まれての経験を、団員としても交流しつつ、今後の裁判員裁判へ取り組むに際して、弁護士として被告人の利益を実現するためにどのような事前準備が、どんな法廷活動が必要にして有効かなど実践的に議論しましょう。

そのために、情状弁護の関係で一瀬団員に、無罪事件の関係では千葉の浦崎弁護士に、裁判員裁判での経験を語っていただいたうえで、第二東京弁護士会で裁判員裁判への弁護人の研修制度等に尽力されてきた田岡弁護士に弁護のポイントなどについてもコメントいただきます。さらに、一橋大学の後藤昭教授に刑事実体法と手続法の両面からの学問的コメントをいただきます。さらに、「3年後の見直し」を実のものにするためにも、制度発足にあたって懸念された問題が具体的に発生したのか、当初期待されていた効果はどの程度実現したのか等の実態を踏まえた改善への方向性を議論できたらと思います。

韓国併合100年を機会に日清日露戦争から現代東アジアの平和を考える

翌28日には、「坂の上の雲」ブームに乗るわけではありませんが、明治大学の山田朗教授をお招きして、上記の題で講演をお願いしました。1時間30分ほど講演いただき、休憩後1時間ほど質疑応答をし、最後にまとめをいただくことになります。

内容的には、過去の「侵略」の歴史を踏まえた未来への展望と運動提言についてご講演をお願いしております。大逆事件100年でもあることを踏まえてみると「戦争、植民地支配、言論弾圧」は一セットであり、戦争と内政への影響、マスコミのあり方が大きく関係しており、現代において「新しい戦争」への協力体制が生まれ、アジアへ影響を及ぼしている点に言及される予定です。

また、現在の東アジアでの平和を語るに落とせない「北朝鮮」と「中国」の軍事力問題についても、両国の実態と「本音」及「軍拡モード」を「軍縮モード」に切り換えてゆくためにどう取り組むか、など極めて現代的・実践的テーマについてもお話しいただく予定です。

乞　う　！　ご　期　待　！

8月27日（金）午後1時～28日（土）午前12時まで、
甲府の湯村温泉

新人・若手学習会に参加して

東京東部法律事務所 山添健之

7月23日に開催された「新人・若手学習会～実践！労働事件」に参加しました。東京支部の企画からは若干足が遠のき気味でしたが、思い切って参加したところ、とても有意義で楽しい学習会でしたので、以下簡単に感想を述べます。

講師である並木団員のお話は、数多くの労働審判事件を担当された経験に裏打ちされたもので、書籍には記述されないような（たとえば審判は委員会の心証の見極め方等）実践的かつリアルな情報が満載で、とても勉強になりました。

労働審判事件のような日常的な事件について、他の事務所の先生の「やり方」を知る機会はありません、本学習会のような企画の重要性をあらためて認識しました。また、直近の先輩団員がすばらしい成果をあげている報告をうかがって、自分もがんばらなければという刺激にもなりました。今後も積極的に参加したいと思います。



新人紹介

台東協同法律事務所 生駒 真菜

自由法曹団東京支部の皆様、はじめまして。新62期の生駒真菜と申します。

昨年12月に東京弁護士会に登録し、今年1月から、東京・上野の台東協同法律事務所にて働いております。

1. 生い立ち

昭和58年8月、京都で誕生し、以後司法修習が始まるまで千葉県で育ちました。

2歳上の姉と、2歳下の弟がいて、小さなころから小社会の荒波にもまれていました。幼稚園に入る前ころから読書の楽しさに目覚め、小学校のころは学校の行き帰りや図書館の行き帰りに歩きながら本を読んでいるような子どもだったので、「二宮金次郎」とあだ名されていたとかいなかったとか。

本やドラマなどで見る弁護士の姿に漠然と憧れを抱き始めたのも、このころでした。

2. 司法修習

司法修習地は秋田でした。初めての雪国生活にわくわくしながらも、「秋田弁が通じるだろうか」「大雪が降るんだろうな」など少しの不安も抱えて始まった修習生活でしたが、始まってみればとても楽しい実務修習期間を過ごせました。

秋田弁はやっぱり難解でしたが、秋田県民の温かいハートは十分に伝わりましたし、その年は暖冬で例年の半分程しか雪が降らず、雪を楽しみと思えるうちに春がきまし

た。日本酒の美味しさに目覚め、美味しいお米やお魚や野菜に舌鼓を打ち、雄大な自然に心癒される毎日を過ごして、秋田県が大好きになりました。第二の故郷だと思っています。

3. 興味関心

父が福祉関係の仕事をしており、幼いころからしょうがいを持つ方々との交流の機会があったため、しょうがい者の人権に関心を抱いています。

また、大学時代に教職課程を履修していたのですが、教育実習の際に、教師にかかる様々な重圧を目の当たりにして、教師の側から見た教育問題にも関心を抱くようになりました。

3. 家族

今年の7月、結婚式を挙げました。結婚式では十二単を着たのですが、かつらも衣装も話で聞いていた以上に重く（総重量12キログラム！）、首や背中がギシギシ悲鳴を上げていました。披露宴では、事務所の先輩弁護士であり団員の佐藤香代先生のご指導の下、来賓も巻き込んでフラダンスを踊り、とても楽しかったです。



皆様に祝福していただいて幸せな気持ちになり、「これからは仕事も家庭も両立するぞ！毎日仕事を早く終わらせるように頑張ろう！」と思ったのもつかの間、挙式の翌週からまた帰宅が12時近くなる毎日が続いています。

でも、仕事があるのは幸せなこと。早く一人前になれるように研鑽を積む毎日です。

4. 趣味

相変わらず読書が好きです。今は、松本清張さんの『昭和史発掘』を読み始めたところです。雑食で、分野を問わず興味を引かれた作品を片っ端から読んでいます。お勧めの作品があったら教えてください。

さだまさしさんの歌も好きです。特に『まほろば』という歌は、すれ違う男女の心の機微を描いていて心に響きます（新婚らしからぬ趣味ですね）。

5. おわりに

原稿執筆依頼を受けた際に「自由に書いてください」とおっしゃられたことを真に受けて、とりとめもなくいろいろなことを書いてまいりました。

今後とも、どうぞご指導、ご鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。

事務所紹介ー北千住法律事務所

北千住法律事務所 水田 敦士

- 1 私の手元には、事務所開設当時から今日までの、当事務所の事務所ニュースがあります。号を重ねて、120号に達しました(2010年7月31日現在)。

事務所ニュースは、事務所の活動や所員の動向を地域の方に知らせ、地域の方からのご意見を事務所活動に結び付けるパイプ役としての役割のほか、その時々々の政治情勢や社会風潮を伝える役割を果たしてきました。

このように、事務所ニュースは、当事務所が生まれ、成長してきた軌跡を描いてきました。

その事務所ニュースの第1号の「開設にあたって」には、「北千住事務所は私たち所員だけが建設するものではなく、地域の皆さんの力で所員をきたえ、みなさんの事務所として築き上げてほしいと思います。」と書かれています。

- 2 当事務所は、東京の城北地域に、庶民の駆け込み寺のような法律事務所が欲しいという地元住民、労働組合、民主団体などの要望から、東京下町の足立区千住に、弁護士4名(全員男性) 事務局3名(男性1人、女性2人)という体制で、1974年4月で産声を上げました。

現在は、弁護士9名(男性7名、女性2名)であり、事務局5名(男性1名、女性4名)という体制です。

事務所ニュースには、当事務所の歴史は、常に、労働者とともに、地域住民の中で、平和と民主主義と生活の擁護のために、開設以来36年間、闘ってきた歴史に他ならないことが綴られています。

- 3 当事務所の弁護士が、警察による悪質不当な選挙弾圧に対して体を張って抵抗してきたこと、また、多くの労働争議に関わり、労働者の職場と生活を守ろうと闘ってきたこと、さらに、東京大気汚染公害訴訟、東京生存権訴訟、東京大空襲訴訟、首都圏建設アスベスト訴訟、日の丸・君が代訴訟、敦化遺棄毒ガス被害訴訟など重要な弁護団事件に各弁護士を送り出していることはこの証左です。

このような事件活動のほか、当事務所では、弁護士、事務局挙げて、地域の民主団体とともに、足立区、荒川区(及び葛飾区の一部)の地域の平和と民主主義、人権を擁護する活動を積極的に推進しています。

「平和憲法を守る足立の会」のほか、1982年以来、数百名規模での地域集会である「憲法のつどい」を開催しています。今年で29回目を迎えました。

- 4 当事務所は、開設してからの36年間、冒頭で述べたように、多くの広範な層の地域の人々に支えられ、鍛えられてきました。

その間の政治、社会動向に、大きな変化の連続がありました。

また、当事務所も、開設当時のメンバーは、弁護士・事務局合わせても、いまや1人(青柳孝夫 10期)しか残っていません。

それでも、労働者とともに、地域住民の中で、平和と民主主義と生活を擁護するという開設当時の目標は、弁護士と事務局に脈々と受け継がれています。

生活を破壊され、貧困が深刻化し、格差が拡大しつつある情勢、平和を脅かそうとする動きが本格化する情勢の中で、法律事務所の役割と責任が期待される中で、当事務所が36年前に掲げた目標はより一層の輝きを増すでしょう。

当事務所の所員はそんなことを考え、今日も仕事をしています。

以 上

7 月幹事会議事録

参加者 11人

第1 報告事項

- 1 参議院議員選挙に関する弾圧は、東京では問題なく、兵庫で街宣時のポスター掲示での弾圧が目立ったもの。全国的に早期釈放・不起訴署名に協力
- 2 街頭相談（上野）ティッシュまききれなかったが相談は多かった。8月はお休み。
- 3 給費制問題（平井団員要請）
日弁連「個人署名」30万を目標（～8月末）→厳しい情勢（現在2万程度）
日弁連のみならず、市民連絡会が個人署名に加え、団体署名を集める。市民連絡会の活動に自由法曹団も参加。（連絡会と日弁連の関係を明確に）
団事務所自身が署名を行う。および、関連団体（労組、民商等）に依頼
依頼者層に向けて→相談室に設置・事務所ニュースに同封等
7/28の懇談会・8/25団会議への結集を
各議員にあたる。（9月～）

第2 討議事項

1 選挙後の情勢

結局民主党は負けたが、自民党も勝たず、第3局とされたみんなの党が増大。特に都市の高給労働者の批判を糾合した。「生活第一」は敗れ、構造改革推進へと針が逆に振れた。今回の「真正のねじれ」は合従連衡の数合わせでは解消できない。

民主党の動向は9月の代表選の状況待ち。管政権が続く可能性も高い。憲法が争点にならなかったにせよ護憲勢力が減らしたのは危険。臨時国会では定数削減、公務員削減など悪法続出の可能性はある。

議員数が減っても助成金は減らずに少ない議員に多くゆくという状況を暴露していく。政党助成金廃止への議論がどう盛り上がるか。「数減らし」より有効との報道を作らせる。

今後は、官邸主導は頓挫し、国対が重要になる可能性大。

2 サマーセミナー企画準備経過報告

別紙「お誘い」のとおり。企画は盛り上がりそう。

電話入れして若手の参加を募る

3 築地市場移転問題

築地市場シンポ企画を11月～12月初に持つ。

目的：移転反対・現所在地再整備の世論喚起であるが、食の安全の視点だけにとど

まらない広い視点から検討

実行委員を結成し構成団体で協議：2009年シンポとのつながりから三国、羽根川両氏は必須か。→東京地評に申し入れる。(26日申し入れ。担当は中野または阿久津の予定。10月のバスツアーと連動させたいとのこと)

4 支部ニュース

9月号(9月3日原稿締め切)予定：サマーセミナー報告 横山・感想 参加者へ、ソフトボール 上原、新人紹介 久保田、事務所紹介 日比谷シティ...高橋太郎弁に依頼(奥住)、シリーズ「若手に受け継ぐもの」 大塚、街頭相談会：半年の総括など 中川、9条まつり 島田など

10月号 事務所紹介は「お茶の水合同」小口弁護士にお願いする。



日誌 7月10日－8月3日

- 7月13日 自由法曹団国際問題委員会
- 14日 自由法曹団将来問題委員会
- 17日 自由法曹団静岡常任幹事会
- 20日 自由法曹団給費制問題対策会議
- 22日 自由法曹団愛媛総会下見
- ～23日 支部幹事会 / 支部若手学習会
- 30日 自由法曹団事務局会議 / 自由法曹団大量解雇対策委員会
- 8月 3日 自由法曹団将来問題委員会 / 支部事務局会議

先生と従業員の皆様をお守りしています！

全国弁護士グループの団体所得補償保険

保険期間中に病気やケガで就業不能になったとき、月々の収入を補償します。

1年又は2年間まで安心して療養でき、保険料は25%引き（団体割引25%）です。

保険期間中無事故のときは、払込保険料の20%が戻ります。

保険料表（スタンダードプラン・A型・免責7日・保険期間1年・1口保険料単位：円・保険金額10万円）

入院による就業不能免責0日タイプや、免責4日タイプもご用意しています。

傷害による死亡・後遺障害の補償についても、所得補償保険金額の50倍または100倍型で1億円を限度として組み合わせることができます。

病気で保険金を受け取っても、継続することができます。（通算支払1,000日まで）

最高89歳まで継続が可能です。

（新規のご加入は満69歳までとなります。）

半年払（1月・7月払込）は、月払よりさらに6%以上保険料が割安です。

てん補期間 払込方法 年令	1年		2年	
	月払	半年払	月払	半年払
25～29才	790	4,440	960	5,410
30～34才	980	5,480	1,210	6,800
35～39才	1,220	6,840	1,570	8,810
40～44才	1,520	8,540	2,020	11,360
45～49才	1,820	10,200	2,470	13,870
50～54才	2,100	11,820	2,920	16,380
55～59才	2,250	12,630	3,140	17,610
60～63才	2,370	13,290	3,320	18,660

上表は平成21年12月20日以降加入時（中途加入を含みます）の保険料です。

概要の説明です。詳細のお問合せ・資料請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社 宏栄

〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3 橋本ビル3階

TEL 03(3405)8661

<引受保険会社>

株式会社 損害保険ジャパン 本店営業第一部第二課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1

TEL 03(3349)3240

全国弁護士グループ
Japan Lawyers Group

<http://www.zenben.org>

SJ09-04479(2009年10月26日)

